

新川崎・創造のもり PR 動画等制作業務委託 公募型企画提案実施要領

I はじめに

本市は、市内に立地する企業が、長く市内産業を支えてきた製造業から知識集約型・高付加価値型にシフトするとともに、研究開発機関の集積も進むことにより市内従業者数に占める研究開発業への従事割合が他政令指定都市と比較して最も高いなど、産業構造の転換が進んでいる。

幸区新川崎地区にある新川崎・創造のもりは、産学官の連携による創造的研究開発拠点として、平成12年に慶應義塾大学の先導的研究施設「K²（ケイスクエア）タウンキャンパス」を皮切りに、平成15年にインキュベーション施設「かわさき新産業創造センター本館（KBIC本館）」、平成24年にナノ・マイクロ産学官共同研究施設（NANOBIIC）をこれまで整備し、平成31年には「産学交流・研究開発施設（AIRBIC）」が開所するなど、ナノ・マイクロ分野を中心に研究開発型のインキュベーション等施設を充実させてきた（3棟を総称して「KBIC」という）。

これら3棟のインキュベーション施設は、室数、面積とも首都圏最大級の規模であり、都心からのアクセスも良好であることや、インキュベーションマネージャーの経営相談や各種マッチングイベントの開催等、幅広の入居者支援によって高い入居率を維持している。

K²タウンキャンパスにおいても、慶應義塾大学の研究成果を社会実装する革新的な技術を有するベンチャー企業を輩出し、新たな産業を創出している。

本市としては、これらコンテンツを分かりやすく広く周知・発信することにより、大企業をはじめ、中小・ベンチャー企業、さらに投資家等のビジネス層には、首都圏屈指のインキュベーション施設やそこから生まれるイノベーションを認識してもらい、新たなビジネス展開やエコシステムの構築などの行動変容につながることを目指す。具体的には、動画の閲覧により、ベンチャー企業等の立地企業へのコンタクトや協業、共同開発等のオープンイノベーションの促進、さらに投資等の実現である。

また、市民層に対しても、最先端かつ革新的なテクノロジーを有する企業等が本市施設に存在し、そこから次々と新しい製品・サービスが創出されることを伝え、シビックプライドの醸成につなげることを目的に本事業を行うものである。

本事業によりKBICを中心として「新川崎・創造のもり」の知名度・認知度の向上につなげることも目指しており、ひいては当該エリアの国内はもとより国際的なプレゼンス向上等に資する事業と位置付けている。

II 公募事業の要件

1 委託事業の概要

別紙仕様書のとおり

2 参考価格

6,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

III 企画提案に関する事項

1 企画提案に求める内容

本業務は、当該PR動画等をとおして、幅広い層に対して視覚的に強い印象を与えることで、さらなる企業集積の好循環やシビックプライドの向上を目指すものであることから、説明的な内容とせず、視聴することで当該エリアの概要や魅力、革新的な技術が創出されていることがイメージできるような内容としてください。

また、提案内容が理解しやすいよう、絵コンテ等を用いて説明してください。

なお、新川崎・創造のもりPR動画制作及び新川崎・創造のもりキャッチコピー制作にかかる提案数は1事業者につき3案まで可能とします。

- (1) 新川崎・創造のもりPR動画制作
 - ・PR動画のコンセプトを提案してください。また、その理由を説明してください。
 - ・PR動画のストーリーを提案してください。
 - ・多くの人に視聴されるような制作上の工夫を提案してください。
 - ・最後まで動画を視聴させる工夫、webを含め複数回視聴したくなるような工夫等を説明してください。
 - ・シビックプライドを向上させるための演出として、工夫した点を提案してください。
 - ・15秒及び30秒版の構成を提案してください。
- (2) 新川崎・創造のもりのキャッチコピー制作
 - ・キャッチコピー及びコンセプトを提案してください。また、その理由を説明してください。
 - ・当該キャッチコピーの効果的な活用方法を提案してください。
- (3) 技術説明動画制作
 - ・採り上げる技術テーマは、入居企業の状況により変化するため、現状未定です。そのため、例として「超電導」をテーマに、中学生が視聴しても理解できるような構成等を提案してください。
- (4) アピールポイント
 - ・提案又は提案者のアピールポイントについて提示してください。
- (5) スケジュール
 - ・契約締結後（令和3年4月予定）から履行期限までの作業スケジュールを提示してください。
- (6) その他
 - ア 企業概要
 - ・企業の概要がわかる資料を提示してください。（パンフレット等）
 - イ 業務実施体制
 - ・本業務の実施体制について提示してください。
 - ウ 過去の類似した業務の実績
 - ・官公庁のPR動画、民間施設のPR動画等の制作実績等、関連する業務実績について提示してください。
 - エ 見積書
 - ・費目ごとに金額を示し、その積算根拠についても記載してください。

2 仕様書に関する事項

仕様書5「委託業務内容」に記載する事項は、提案者が企画提案を行うための目安として提示しているものであり、この内容を上回る提案を妨げるものではありません。

3 参考資料

事業実施の際に、必要に応じて活用してください。

- ・川崎市「新川崎・創造のもり事業について」

IV 企画提案の流れ

1 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 実施要領の配布 | 3月 5日（金）～3月11日（木） |
| (2) 参加意向申出書の提出期間 | 3月12日（金）～3月17日（水） |
| (3) 参加資格要件の確認通知 | 3月19日（金） |
| (4) 質問書の受付期間 | 3月22日（月）～3月25日（木） |
| (5) 質問書に対する回答 | 3月30日（火） |
| (6) 企画提案書の受付期間 | 3月31日（水）～4月7日（水） |
| (7) 審査 | 4月14日（水）（予定） |
| (8) 審査結果の通知発送 | 4月21日（水）（予定） |
| (9) 契約 | 4月28日（水）（予定） |

2 企画提案参加受付

(1) 参加者の資格要件

この企画提案に参加を希望する事業者は、次の条件をすべて満たしていることを必須とします。

ア 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種を「その他」、種目を「映画制作」で登録申請している者。

※ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請している者と同等に扱います。

イ 本業務を実施する体制には、官公庁のPR動画、民間施設のPR動画等の制作実績を有する者を含むこと。

ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない者。

オ 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。

カ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

キ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

(2) 参加意向申出

この企画提案に参加を希望する事業者は、次により所定の参加意向申出書を提出しなければなりません。

ア 提出書類

- ① 参加意向申出書（様式2） 【1部】
- ② 企業概要（任意様式） 【1部】
 - ・パンフレット等企業概要がわかるもの
- ③ 過去5年程度の類似業務の実績（任意様式） 【1部】
 - ・件名、業務内容、発注元、金額を記載してください。（10件以内）
 - ・本市からの類似事業の受託業務がある場合は、必ず記載してください。
- ④ 業務実施体制（任意様式） 【1部】
 - ・本業務に関連する経験等を有する者の実績、本業務における役割が分かる内容と

してください。

- イ 提出方法
事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による提出を推奨いたします。
 - ウ 提出先及び問い合わせ先
川崎市経済労働局イノベーション推進室
川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階
電話：044-200-2973
 - エ 提出期限
令和3年3月17日（水）午後3時（必着）
 - オ その他
・代表者の印は、契約書に使用する代表者印を押印してください。
- (3) 参加資格確認通知
企画提案参加者要件に基づく審査を行った結果、参加資格を確認した事業者に対し、令和3年3月19日（金）までに参加資格確認通知の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

3 企画提案に関する質問の取扱い

- (1) 質問方法
質問は文書（任意様式）により行うものとし、事前連絡の上、郵送又は電子メールのいずれの方法でも可能です。
- (2) 受付期限
令和3年3月25日（木）午後3時（必着）
- (3) 回答方法
質問者を含めたすべての企画提案者に対して、令和3年3月30日（火）までに電子メールで回答します。

4 企画提案書提出

- (1) 提出書類
資格確認を受けた事業者については、期日までに次の書類を提出してください。
なお、企画提案書の作成、提出に必要な経費は、各事業者の負担とします。
- ア 企画提案書（任意様式）【7部】
 - ・A4版とし、表紙を除き8ページ以内で作成してください。
 - ・本実施要領Ⅲ-1-(1)の提案にあたっては、概念図やフロー図などを活用して、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意してください。
- イ 添付書類（任意様式）【各10部】
 - ① 企業概要（パンフレット等企業概要がわかるもの）
 - ② 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等を記載）
 - ③ 類似業務の実績（件名、業務内容、発注元、金額を記載）
 - ④ 所要経費・概算見積書
- ウ 提出書類の取扱い
 - ・提出書類は、返却いたしません。
 - ・提出期限後は、提出書類の差し替え、変更又は追加は認めません。
 - ・提出書類の受領後、本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。
- (2) 提出方法
事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による提出を推奨いたします。

ア 提出先
 川崎市経済労働局イノベーション推進室
 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階
 電話：044-200-2973

イ 提出期限
 令和3年4月7日（水）午後3時（必着）

5 企画提案選定方法

(1) 委託先の選定方法

企画提案の事業者プレゼンテーション審査会を行います。

(2) 審査体制

川崎市経済労働局内に企画提案の選定委員会を設け、企画提案の審査を行い、参加者の中から最優秀者を選定します。なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定するものとします。

ア 審査基準の「ア 企画提案の視点・内容」が最も高い点数の業者を選定

イ 見積書の総額が最も安い業者を選定

(3) 審査基準

ア	企画提案の視点・内容	・事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案となっているか ・事業目的に沿った十分な成果が見込めるか
イ	提案内容の工夫	・提案者の強みを生かした工夫（独創性）がみられるか ・提案者の実績を生かした提案がなされているか
ウ	事業実施体制	・事業実施に必要な専門知識を有しているか ・業務遂行に適切な実施体制を構築しているか
エ	取組意欲・積極性	・積極性があり、前向きな提案がなされているか
オ	提案内容の実行可能性	・十分に実行が可能な方法となっているか ・適切なスケジュールとなっているか
カ	経済性・効率性	・企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものであるか ・提案内容に無駄がないか

(4) 企画提案審査会の実施

ア 企画提案の事業者プレゼンテーション審査会を行います。

日時 令和3年4月14日（水）

場所 川崎市役所 経済労働局会議室（川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル6階）

※時刻等、詳細事項については、各提案者へ別途通知します。

イ 実施方法

事前に提出されている提出書類に基づいて、提案説明15分以内、質疑応答10分程度で提案を行っていただきます。

ウ 企画提案審査会についての注意点

- ・インターネット環境はありません。
- ・プロジェクターの使用を希望する場合は事前にご相談ください。
- ・企画提案審査会の当日に資料等を追加することはできません。
- ・提案者の出席は、原則として3名以内としてください。
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できるだけ少ない人数とってください。
- ・原則として、当該業務に携わると想定される担当者が出席し、説明を行ってください。

6 選定結果の通知

選定後、速やかに各事業者あてに郵送で通知します。(令和3年4月21日(水)発送予定)

なお、選定結果等の電話・電子メール等での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

7 企画提案参加の意思確認

- ・契約締結までは、企画提案を辞退することができます。
- ・辞退にあたっては、書面により、申し出てください。
- ・契約締結前に採択事業者の辞退があった場合は、第2順位以降で高順位の事業者を繰り上げて採択するものとします。

8 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合。
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合。
- (3) 提出書類の提出後に本実施要領「IV-2-(1)参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合。
- (4) 他の参加者の協力者となった場合。
- (5) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合。

9 その他

- (1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。
- (2) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。
- (3) 企画提案書は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- (4) 提案書類等における使用言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨を使用してください。
- (5) 業務の実施にあたっては、本事業の委託契約約款を遵守していただきます。また、個人情報、調査対象等のデータの保護については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において、厳重に管理することとし、必要な届出が発生した場合は、本市の指示に従って提出していただきます。
- (6) 原則として、事業に要した経費は事業終了後に行う完了検査後に一括払いします。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。
- (8) 当該落札の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

10 提出先及び問い合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階

川崎市経済労働局イノベーション推進室

電話：044-200-2973

E-mail：28sozo@city.kawasaki.jp